

# 平成 27 年度奈良県計画に関する 事後評価

令和 5 年 11 月  
奈良県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

# 1. 事後評価のプロセス

---

## (1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った（医療分）

（実施状況）

- ・医療分については、令和5年3月24日の医療審議会でその時点までの実施内容について報告を行った。

行った（介護分）

（実施状況）

- ・新型コロナウイルスの影響により協議会を開催できていなかったが、令和5年1月18日開催の協議会でその時点までの実施内容について報告を行った。

## (2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・特になし。

## 2. 目標の達成状況

平成27年度奈良県計画に規定する目標を再掲し、令和4年度終了時における目標の達成状況について記載。

### ■奈良県全体

#### 1. 奈良県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

奈良県においては、医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

##### (1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療支援病院等と地域医療を担うかかりつけ医（診療所）で共通の診察券を導入し、カードに患者の診療情報や検査結果データを記録する機能を付けることにより、情報共有できる仕組みの構築。奈良医大附属病院に搬送された救急患者をより安全、迅速にERセンターに搬送するための施設設備整備等を行い、ER型救急医療体制を強化。

今後、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを地域において確保するため、病床の機能分化・連携を推進するための施設・設備整備を支援。

##### 【定量的な目標値】

- ・地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数
- |       |         |
|-------|---------|
| 高度急性期 | 1, 275床 |
| 急性期   | 4, 374床 |
| 回復期   | 4, 333床 |
| 慢性期   | 3, 081床 |

##### (2) 居宅等における医療の提供に関する目標

奈良県においては、高齢化社会のおとずれや疾病構造が慢性疾患を中心に変化していくことにより、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、終末期を含め、在宅で介護や医療サービスを受けることを希望する高齢者も多いことから、円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制構築など、以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

また、重症心身障害のある人が地域で家族と安心して暮らせるよう、相談、レスパイトの調整等が行える体制整備を図る。

また、てんかん患者の診療実態の把握や精神障害者の包括的支援を通じて医療連携体制の構築を目指す。

- ・円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制構築
- ・日常の療養支援が可能な体制構築
- ・急変時の対応が可能な体制構築
- ・患者が望む場所での看取りが可能な体制構築

→ 在宅死亡率の維持及び向上

##### (3) 介護施設等の整備に関する目標

○当初分（医療介護提供体制改革推進交付金）

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期県介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

介護施設等の開設時に必要な準備経費に対して支援を行うことにより、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制を整備する。

また、既存の特別養護老人ホームの多床室におけるプライバシー保護のための改修に対して支援を行うことにより居住環境の質を向上させる。

○補正分（地域介護対策支援臨時特例交付金）

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備の加速化を図る。

介護施設等の開設時に必要な準備経費に対して支援を行うことにより、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制を整備する。

**【定量的な目標値】**

○当初分（医療介護提供体制改革推進交付金）

- ・ 認知症高齢者グループホーム 5カ所増
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所増
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所増
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 9カ所増
- ・ 緊急ショートステイ 1カ所増
- ・ 施設内保育施設 3カ所増
- ・ 訪問看護ステーション（サテライト） 1カ所増
- ・ 訪問看護ステーション大規模化 3カ所
- ・ 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・ 介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援 1カ所
- ・ 既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 16カ所（595床）

○補正分（地域介護対策支援臨時特例交付金）

- ・ 地域密着型特別養護老人ホーム 2カ所増
- ・ 小規模な介護医療院 1カ所増
- ・ 認知症高齢者グループホーム 12カ所増
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 5カ所増
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増
- ・ 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所 17カ所増
- ・ 施設内保育施設 必要数を整備
- ・ 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 3カ所
- ・ 介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援 4カ所
- ・ 養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・ 認知症高齢者グループホームの開設準備経費に対する支援 5カ所
- ・ 施設内保育施設の開設準備経費に対する支援 必要数を整備
- ・ 介護付きホームの開設準備経費に対する支援 1カ所

**（4）医療従事者の確保に関する目標**

以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決することを目標とする。

- ・ 医師の偏在を解消するための取組の促進
- ・ 特定診療科等やへき地勤務を債務免除要件とする医師確保奨学資金の貸与
- ・ 医療従事者にとって働きやすい職場環境の整備のための取組を促進

- ・看護職員の養成、定着促進、離職防止及び復職支援のための取組の促進
- ・奈良県立医科大学等において、高度救命救急センターに加え、E R救急を実施することにより、年間9千人を超える救急搬送受入が可能な体制を敷く。

## (5) 介護従事者の確保に関する目標

介護現場における人材の不足感の改善を目標とする。その際、県内の関係者が各自役割分担をするとともに、連携して介護人材確保のための取り組みを進めていけるよう、27年度中に県・奈良労働局・県福祉人材センター・介護事業の経営者・介護従事者・職能団体・養成機関等で構成する協議会を設置し、介護人材確保対策について調査分析や事業の検討などを行う。

### (参入促進)

介護職については、マイナスイメージが強く、職業として選ばれにくい状況にあるため、介護職の魅力を発信するとともに、細やかな就労斡旋などを実施して参入促進を図る。

- ・ マッチングの機能強化
- ・ 職場体験
- ・ 地域への介護職の魅力発信
- ・ 若者、女性、中高年齢者層に対する介護の基礎的な研修実施
- ・ 生活・介護支援サポーターの養成
- ・ 介護職員初任者研修資格取得支援
- ・ 福祉・介護の就職フェアの開催

### (資質の向上)

有資格者に対して資質向上やキャリアアップのための研修やリーダー育成のための研修を行う。また、潜在的有資格者に対しては、離職後のフォローができていないため、再就労につなげるための研修等の実施によるアプローチを行う。さらに、地域包括ケアシステム構築のため、地域包括支援センターの機能強化などの市町村支援や認知症ケアに携わる人材や生活支援コーディネーターの養成等を行う。

- ・ 介護人材のキャリアアップ研修の実施
- ・ 潜在介護福祉士の再就業支援
- ・ 認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員、認知症サポート医の養成
- ・ 認知症介護、認知症介護指導者研修の実施
- ・ 生活支援コーディネーターの養成
- ・ 地域包括ケアシステムに関わる人材の育成
- ・ 権利擁護人材の養成

### (労働環境・処遇の改善)

介護職員は、勤務環境や処遇が問題となって離職することが多いことから、離職防止のために介護職員と介護事業所双方への支援や働きやすい環境づくりに取り組む。

- ・ 早期離職防止のためのO J T支援
- ・ 雇用管理改善の取組みのためのセミナー開催、相談支援
- ・ 介護ロボット導入や施設内保育施設運営等に対する支援

## 2. 計画期間

□奈良県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・令和4年度は、当事業の支援を活用し、既存の病床を回復期機能に転換させる病院がなかったため、実績はない。

(2) 居宅等における医療の提供に関する事業

- ・訪問在宅歯科診療件数 555 件

(3) 介護施設等の整備に関する事業

【当初分】

・ 認知症高齢者グループホーム	5カ所増
・ 小規模多機能型居宅介護事業所	4カ所増
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所増
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	9カ所増
・ 緊急ショートステイ	1カ所増
・ 施設内保育施設	3カ所増
・ 訪問看護ステーション（サテライト）	1カ所増
・ 訪問看護ステーション大規模化	3カ所
・ 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援	2カ所
・ 介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援	1カ所
・ 既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援	16カ所（595床）

【補正分】

・ 地域密着型特別養護老人ホーム	2カ所増
・ 小規模な介護医療院	1カ所増
・ 認知症高齢者グループホーム	8カ所増
・ 小規模多機能型居宅介護事業所	4カ所増
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所増
・ 施設内保育施設	必要数を整備
・ 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援	3カ所
・ 介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援	4カ所
・ 養護老人ホームの開設準備経費に対する支援	2カ所
・ 認知症高齢者グループホームの開設準備経費に対する支援	5カ所
・ 施設内保育施設の開設準備経費に対する支援	必要数を整備
・ 介護付きホームの開設準備経費に対する支援	1カ所

(5) 介護従事者の確保に関する事業

- ・当初の目標に加え、新型コロナウイルス感染症対策も行った。

## 2. 見解

- ・新たに既存の病床を回復期機能転換させる補助実績はないが、引き続き地域医療構想推進を図る。
- ・また、県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス施設が増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が進んだ。
- ・新型コロナウイルス感染症対策においても一定程度成果をあげた。

## 3. 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  
令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

### ■奈良・東和・西和・中和・南和（目標と計画期間）

#### 1. 中央区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

##### (1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

##### (2) 居宅等における医療の提供に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

##### (3) 介護施設等の整備に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

##### (4) 医療従事者の確保に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

##### (5) 介護従事者の確保に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

#### 2. 計画期間

平成27年度～令和4年度

### □奈良・東和・西和・中和・南和（達成状況）

#### 1. 目標の達成状況

奈良県全体の達成状況と同じ

#### 2. 見解

奈良県全体の達成状況と同じ

#### 3. 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  
令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

### 3. 事業の実施状況

平成27年度奈良県計画に規定した事業について、令和4年度計画終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 2 (医療分)】 地域包括ケア病棟等整備促進事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	全県域	
事業の期間	平成27年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療機関の現状把握、今後の将来の病床数の必要量とマッチング手法の確立</li> <li>・急性期治療後の患者や、在宅患者の受け入れ、患者の在宅復帰の連携機能の強化</li> <li>・2025年の医療需要予測に基づく、医療機能の転換の促進</li> </ul> 転換病床数 531床	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の現状把握・将来の病床数とのマッチングは本事業では実施せず。</li> <li>・令和4年度においては、補助金を活用した病床転換の実績はなかった。</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>回復期機能や在宅医療体制強化につながる病棟整備であり、病床機能の分化・連携の促進に繋がられる。(ただし、今年度は補助金の活用がなかったため、引き続き公募につながるよう周知していく。)</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>回復期への病床転換を図るため、病院長の集まる会議等での周知を行った。</p>	
その他		



事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 4 (医療分)】 訪問看護推進事業	【総事業費】 2,555 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の期間	平成27年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	訪問看護の推進を図るため、訪問看護関係者で構成する訪問看護推進協議会を開催するとともに、訪問看護を担う人材の育成を図るための研修会を実施する。研修参加者数125人を目指す。	
事業の達成状況	令和4年度においては、152人が研修に参加し、目標を達成した。	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 訪問看護に必要な知識・技術の習得を図るための研修を実施し、訪問看護を担う人材の育成に資することができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 訪問看護師や病院看護師等が研修に参加し、訪問看護に関わる看護職員が相互に学び資質向上を図ることができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 27 (医療分)】 在宅医療体制整備事業	【総事業費】 127 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の期間	平成27年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	今後、増加が見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、在宅対応ができる開業医等の確保及びそれを支える多職種による連携体制の整備を促進する。	
事業の達成状況	<p>令和4年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所のノウハウを活かした広域的・専門的な調整に限定した市町村支援等を実施することで、引き続き、事業の目標である在宅医療連携拠点整備を支援した。</li> <li>・具体的には①管内市町村広域調整支援事業、②入退院調整ルールづくり支援事業、③多職種間連携強化支援事業、④地域連携パス推進事業の4事業を実施した。</li> <li>・保健所の助言等により、各市町村で広域的な視点も踏まえながら在宅医療・介護連携推進のための協議会の運営や、入退院調整ルールの運用が進められている。</li> <li>・専門的な知識・調整が必要とされる多職種間連携強化支援事業においては、保健所が中心となって各職能団体や市町村とも連携しながら、連携ツールの作成や勉強会、研修会を実施している。</li> <li>・急性期から在宅医療・介護までの機能分化と連携を推進するため、地域連携パスの運用を実施。</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 保健所が中心となって調整を行うことで、地域の実情に応じた医療介護連携が進んでいる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 平成25年度から各保健所単位で在宅医療推進の取組が開始されていたこともあって、関係者が協働した取組を円滑かつ効率的に実施できている。</p>	
その他		

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No. 1 (介護分)】 奈良県介護施設等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 補正分 206,610 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	【当初分】平成27年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 【補正分】平成28年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>アウトカム指標：</p> <p>【当初分】県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数 (※) を1万人あたり8.6施設とする。</p> <p>【補正分】県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数 (※) を本来の目標値に対し1万人あたり+2.6施設とする。</p> <p>※地域包括ケアの構築に特に必要とされる、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の数</p> <p>アウトプット指標：</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <p>【当初分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者グループホーム 5カ所増</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所増</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所増</li> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 9カ所増</li> <li>・ 緊急ショートステイ 1カ所増</li> <li>・ 施設内保育施設 3カ所増</li> <li>・ 訪問看護ステーション (サテライト) 1カ所増</li> <li>・ 訪問看護ステーション大規模化 3カ所</li> <li>・ 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・ 介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援 1カ所</li> <li>・ 既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 16カ所 (595床)</li> </ul> <p>【補正分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域密着型特別養護老人ホーム 2カ所増</li> <li>・ 小規模な介護医療院 1カ所増</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム 12カ所増</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所 5カ所増</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増</li> <li>・ 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所 17カ所増</li> <li>・ 施設内保育施設 必要数を整備</li> <li>・ 介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援 4カ所</li> <li>・ 養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・ 認知症高齢者グループホームの開設準備経費に対する支援 5カ所</li> <li>・ 施設内保育施設の開設準備経費に対する支援 必要数を整備</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護付きホームの開設準備経費に対する支援</li> </ul>	1カ所
事業の達成状況	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <p>【当初分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症高齢者グループホーム</li> <li>小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>緊急ショートステイ</li> <li>施設内保育施設</li> <li>訪問看護ステーション（サテライト）</li> <li>訪問看護ステーション大規模化</li> <li>特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援</li> <li>介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援</li> <li>既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援</li> </ul> <p>16カ所（595床）</p> <p>【補正分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型特別養護老人ホーム</li> <li>小規模な介護医療院</li> <li>認知症高齢者グループホーム</li> <li>小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>認知症高齢者グループホーム</li> <li>小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>施設内保育施設</li> <li>特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援</li> <li>介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援</li> <li>養護老人ホームの開設準備経費に対する支援</li> <li>認知症高齢者グループホームの開設準備経費に対する支援</li> <li>施設内保育施設の開設準備経費に対する支援</li> <li>介護付きホームの開設準備経費に対する支援</li> </ul>	<p>5カ所増</p> <p>4カ所増</p> <p>1カ所増</p> <p>9カ所増</p> <p>1カ所増</p> <p>3カ所増</p> <p>1カ所増</p> <p>3カ所</p> <p>2カ所</p> <p>1カ所</p> <p>16カ所（595床）</p> <p>2カ所増</p> <p>1カ所増</p> <p>8カ所増</p> <p>4カ所増</p> <p>5カ所増</p> <p>1カ所増</p> <p>1カ所増</p> <p>必要数を整備</p> <p>3カ所</p> <p>4カ所</p> <p>2カ所</p> <p>5カ所</p> <p>必要数を整備</p> <p>1カ所</p>
事業の有効性・効率性	<p><b>（１）事業の有効性</b> 地域密着型サービス施設等の整備により県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数が増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が図られた。</p> <p><b>（２）事業の効率性</b> 調達方法や手続について行政の手法を紹介することで一定の共通認識のもとで施設整備を行い、調達の効率化が図られた。</p>	
その他		